

## 背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
- ・ 大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
- ・ 学校教育課題の多様化・複雑化

## 主な課題

- 【研修】**
- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
  - 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
  - アクティブラーニング型研修への転換が必要
  - 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

- 【採用】**
- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
  - 採用選考試験への支援方策が必要
  - 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

- 【養成】**
- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
  - 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
  - 教職課程の質の保証・向上が必要
  - 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

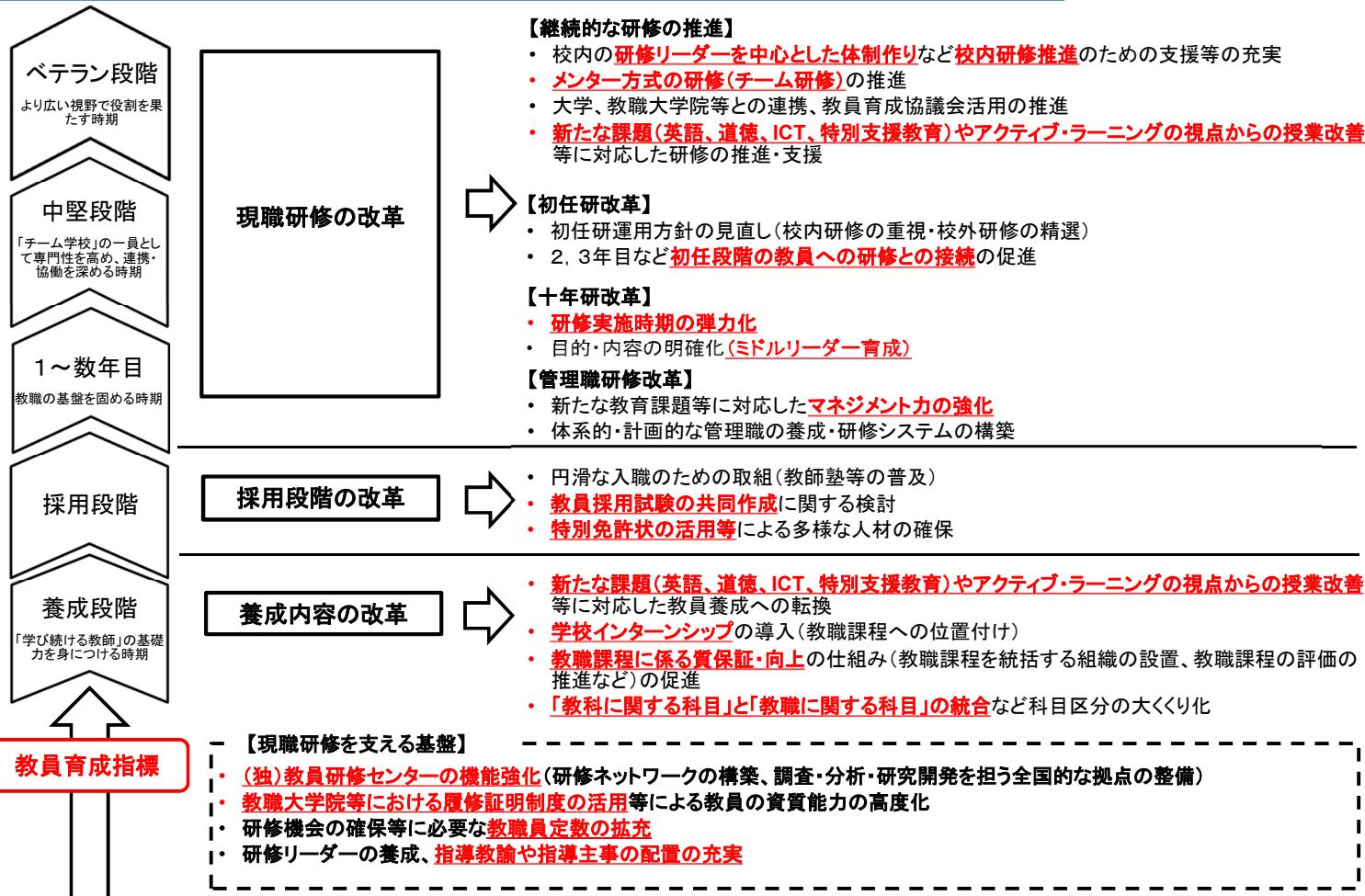
## 【全般的な事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】**
- 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

## 具体的な方策

## ○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考え方の下、教員の学びを支援～



## ○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・ 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・ 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・ 国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

## 現 行

## 見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項				専修	一種	二種			
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		8	8	4					
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2					
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)								
	進路選択に資する各種の機会の提供等								
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)								
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項								
	教育課程の意義及び編成の方法	22	22	14					
	各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)								
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)								
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)								
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
	進路指導の理論及び方法								
教育実習				5	5	5			
教職実践演習				2	2	2			
教科又は教職に関する科目				34	10	2			
		83	59	37					



各科目に含めることが必要な事項				専修	一種	二種	
教科及び教科の指導法に関する科目 イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。				30	30	16	
教育の基礎的理解に関する科目 イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 二 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 木 ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				10	10	6	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 二 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 木 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法				10	10	6	
教育実践に関する科目 イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)				7	7	7	
大学が独自に設定する科目				26	2	2	
				83	59	37	

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

## (16) チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

### 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

#### (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通した組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



#### (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



#### (3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

### 2. 「チームとしての学校」の在り方

#### (1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点**に沿って検討を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

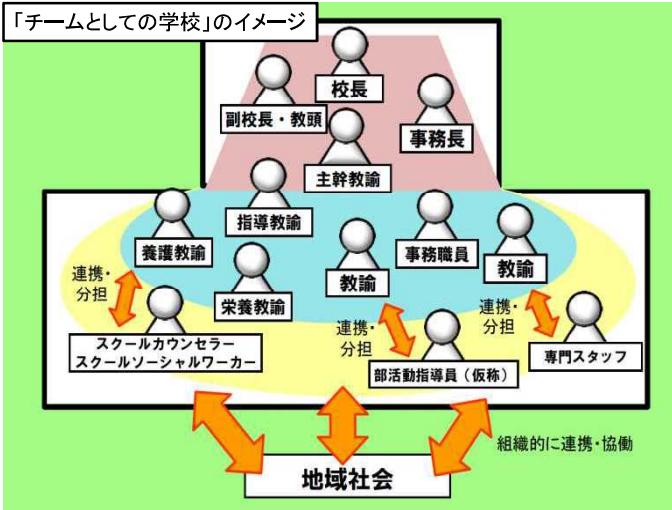
#### (2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作ること**で、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

#### (3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策



#### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようになるため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

##### ①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

##### ②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

##### ③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

#### (2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

##### ①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

##### ②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

##### ③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

#### (3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

##### ①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

##### ②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

##### ③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

## ⑯ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた

# 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

## 背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための**組織的・継続的な仕組み**が必要

## 主な課題

### 【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校（約6%）にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層發揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

### 【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため**地域の教育力を向上**し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、**地域全体で子供たちの成長を支える活動の全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

### 【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

# 17 「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

## 教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上

### 現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化
- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

### 採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

### 養成段階の改革

- ・インターンシップの導入  
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

## 学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の  
リーダーシップの下  
学校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により  
校長のマネジメントを支える  
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

## 社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るという目標のもと  
教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導  
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング  
いじめ被害者の心のケア 等

子供

保護者



困窮家庭への福祉機関の紹介  
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を  
バックアップする  
多様なスタッフ



連携・協働

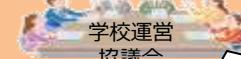
地域連携の  
中核を担う  
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

## 地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

### コミュニティ・スクール



学校運営  
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

### 地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・N P O等

地域の人々が学校と連携・協働して、  
子供の成長を支え、地域を創生

## 学校を核とした地域の創生 次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり



地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

## (18) 中教審3答申(平成27年12月21日)における 学校安全に関する記載(一部抜粋)

### これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

#### ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）

##### 2. これからの時代の教員に求められる資質能力

学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。…従来指摘されている課題に加え、さきに述べた新しい時代に必要な資質能力の育成、そのためのアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など、新たな教育課題も枚挙にいとまがなく、一人の教員がかつてのように、得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ、これら全ての課題に対応することが困難であることも事実である。

##### 4. 改革の具体的な方向性

###### （4）新たな教育課題に対応した教員研修・養成

- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えおくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。
- ・ 地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育、生徒指導や自然体験活動の充実、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。

# チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）

## 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

### (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

(新たな教育課題への対応)

保護者や地域住民の期待に応えるため、土曜日の教育活動への取組や通学路の安全確保対策、感染症やアレルギー対策のような新しい健康問題への対策も求められている。

## 2. 「チームとしての学校」の在り方

### (1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

(教育委員会等による支援)

教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校事故や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や子供の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、教育委員会において学校や教職員を支援する体制の整備が重要である。

### (2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

(学校と地域との連携・協働)

子供の安全を確保する観点からも組織的かつ継続的に子供の安全確保に取り組むなど、地域との連携・協働やボランティア等の地域人材との連携・協働は欠かすことのできないものであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

(「チームとしての学校」と関係機関等との連携・協働)

従来から、学校は、生徒指導や子供たちの健康や安全、青少年の健全育成等の観点から警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関との連携に取り組んできたところであるが、「チームとしての学校」と関係機関との連携・協働について、組織的な取組を進めていく必要がある。

# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と 地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

## 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

### 第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

#### 1. これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

##### (2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

子供たちや学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、また、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。

## 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

### 第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

#### ◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

##### (子供にとっての魅力)

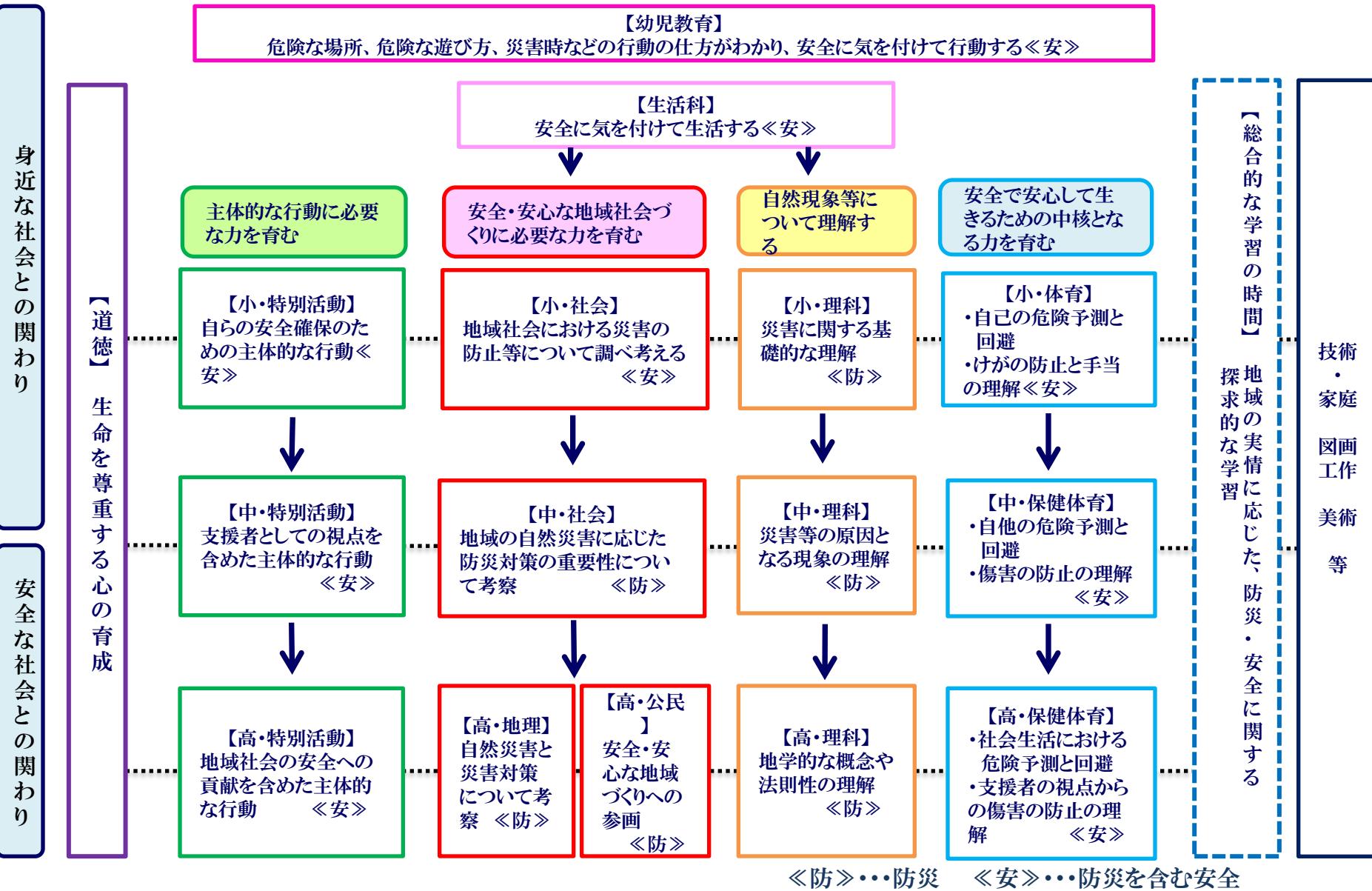
- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる。

##### (地域住民にとっての魅力)

- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、地域の安全を守ることにつながる。

# ⑯ 防災を含む安全に関する教育のイメージ

## 教科等横断的な視点から教育課程を編成



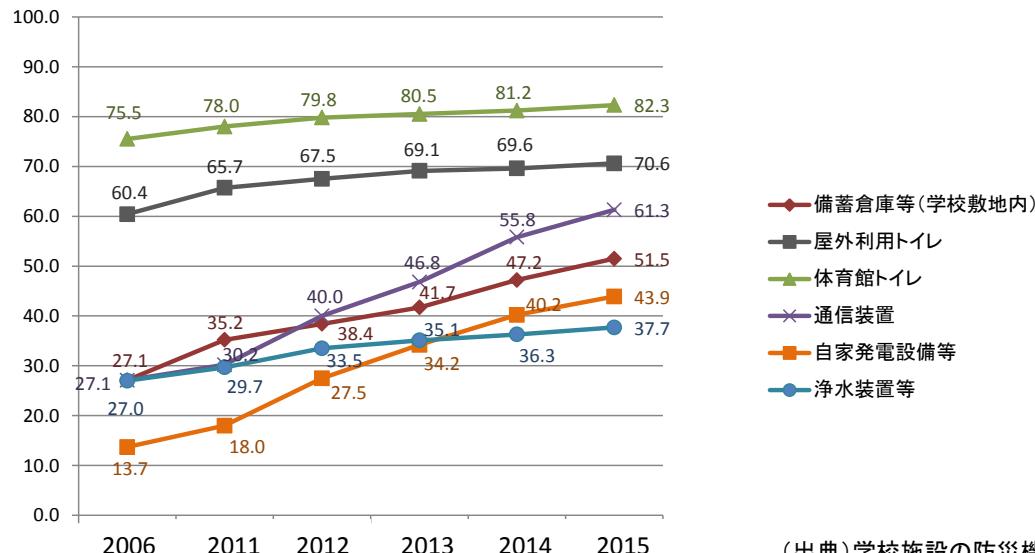
## ②〇 防災関係施設・設備の整備状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている公立学校の数・割合(2015年5月現在)】

学校種別	全学校数(校)	避難所指定学校数(校)	割合(%)
小・中学校	29,851	28,177	94.4
高等学校	3,593	2,640	73.5
中等教育学校	31	20	64.5
特別支援学校	1,039	409	39.4
合計	34,514	31,246	90.5

【学校の防災関係施設・設備の整備割合の推移】



(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所)

## ㉑ 公立学校施設の耐震化の状況

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

### 校舎等の耐震化（公立小中学校）

- 耐震化率: 98.1% (前年度 95.6%)

### ○ 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む): **2,228棟**  
(前年度 5,212棟)

● このうち、倒壊の危険性が高い施設  
(Is値0.3未満): 397棟  
(前年度 814棟)

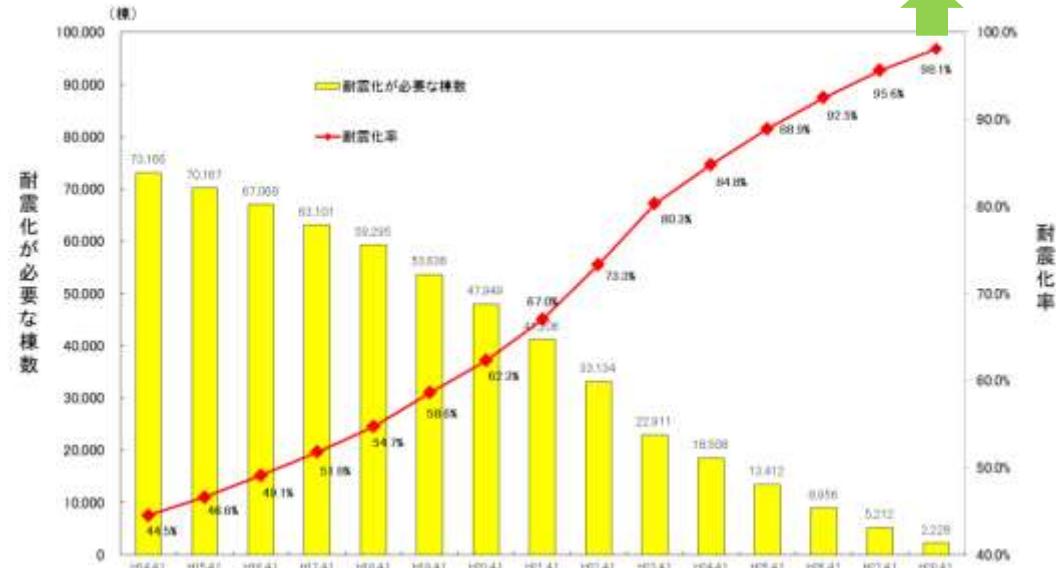
### ○ 各自治体の耐震化の状況

	平成27年度	平成28年度
耐震化率100%達成	1,200自治体 (67.4%)	1,453自治体 (81.6%)
耐震化未完了	580自治体 (32.6%)	327自治体 (18.4%)

「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成28年4月1日)」

### ○ 耐震化の進捗状況

おおむね完了



### 吊り天井などの非構造部材（公立小中学校）

#### ○ 吊り天井について

落下防止対策実施率: 95.0% (前年度 85.5%)

おおむね完了

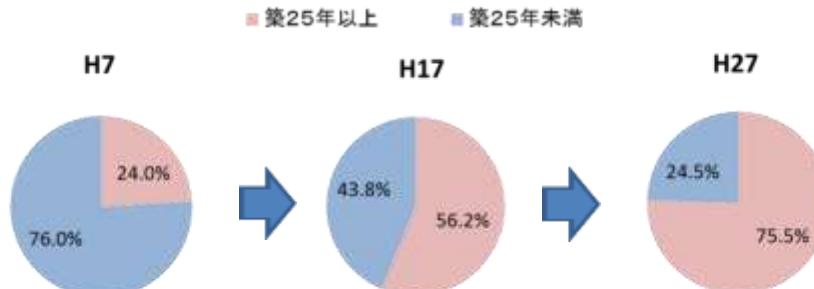
#### ○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率: **94.4%** (前年度 93.0%) 対策実施率: **71.1%** (前年度 64.5%)

## ㉒ 公立学校施設の老朽化の状況

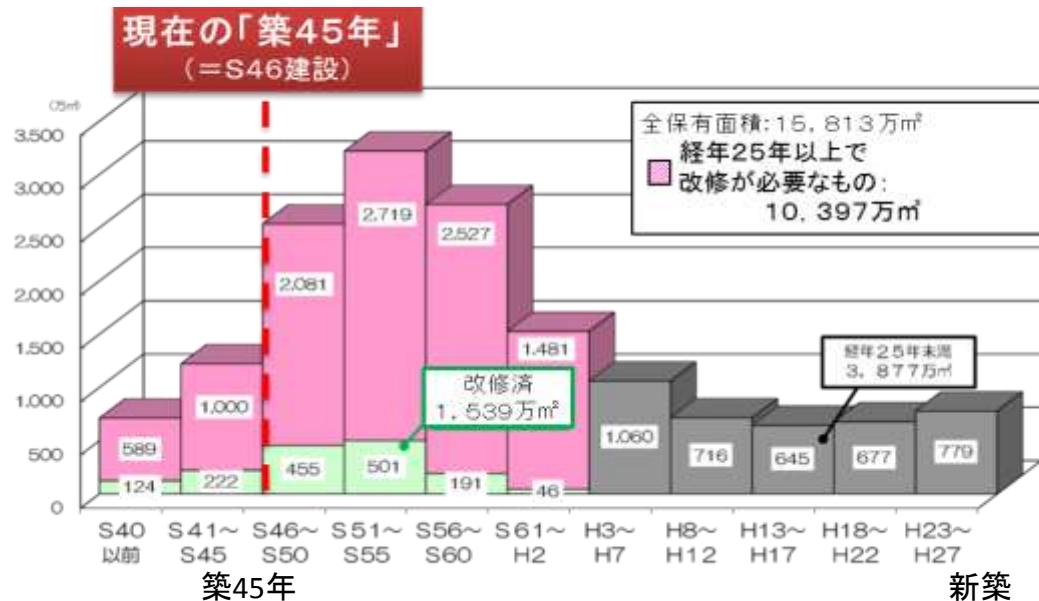
これまで耐震化を最優先に進めてきたが、その一方で、教育面や安全面・機能面で老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加。第2次ベビーブーム期にあわせて建築された学校が、今後「築45年」を迎える（現在の平均的な改築時期が築45年）、老朽施設ストックの更新時期が一斉に到来。

### 【築25年以上経過した学校施設がこの20年で急増】



※ 保有面積中の築25年経過した学校施設の割合を記載

### 【建築年代別の学校施設(平成27年5月1日現在・公立小中学校)】



## ㉓ 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化の状況

国立大学等の施設は、昭和40年代から50年代に整備された施設が多く、耐震対策を優先的に進めてきた結果、耐震化はおおむね完了した一方、施設の老朽化が進行し、安全面・機能面に深刻な課題がある。

### 耐震化の状況(H28.5.1時点)

○耐震化率: 97.9%

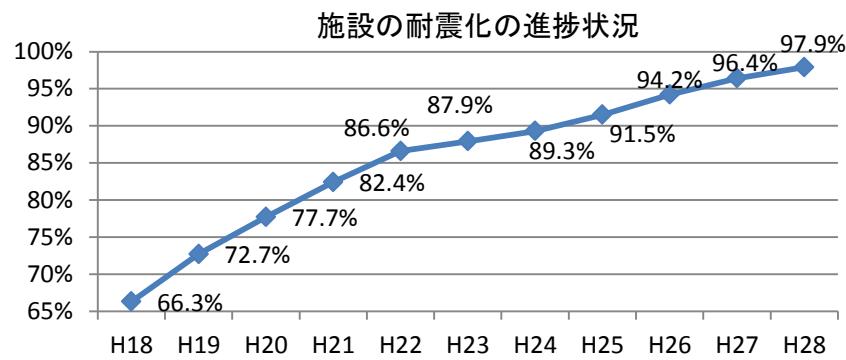
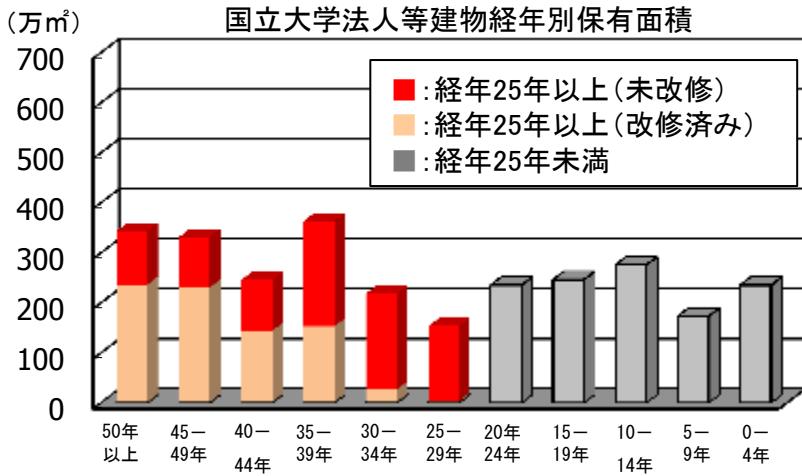
○吊り天井の落下防止対策実施率: 93.6%

### 老朽化の状況(H28.5.1時点)

#### ◆施設

○経年25年以上の老朽施設:  
約1,659万m<sup>2</sup>(保有面積の約59%)

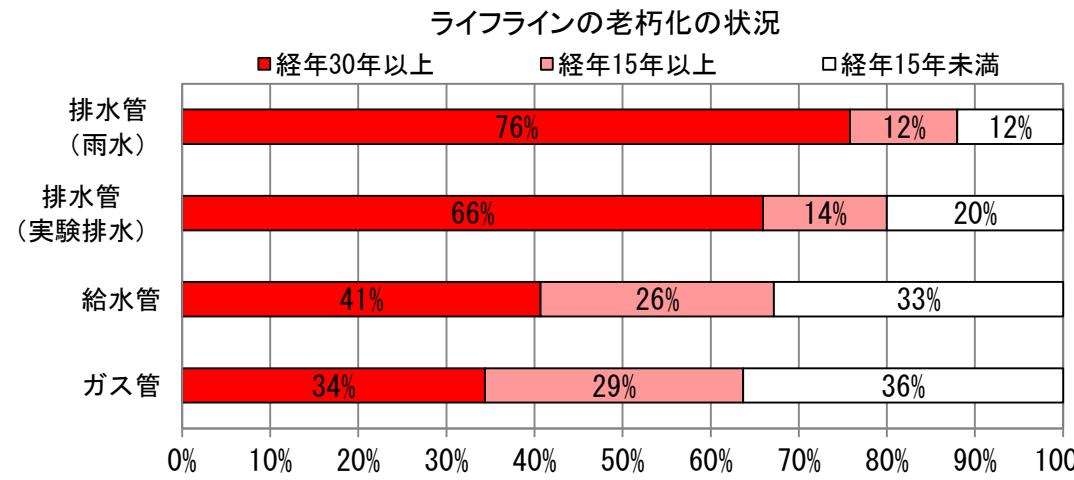
○建築後50年以上の建物:  
今後5年で倍増(12.2%→23.9%)



#### ◆基幹設備(ライフライン)

○施設の老朽化により、安全面・機能面両面で様々な事故・不具合が発生

○整備後30年を超えると長期利用停止につながる事故発生が急増  
※基幹設備(ライフライン)の耐用年数はおおむね15年



## ㉔ 私立学校施設の耐震化の状況

私立学校施設の耐震化は大幅に遅れている状況であり、耐震化の一層の促進が課題。

### 校舎等の耐震化

#### 幼稚園・高校等

○耐震化率：86.4%

→ 公立小中学校と比べ11.7ポイントの遅れ

○耐震性がない建物：2,821棟

※耐震診断未実施の建物を含む

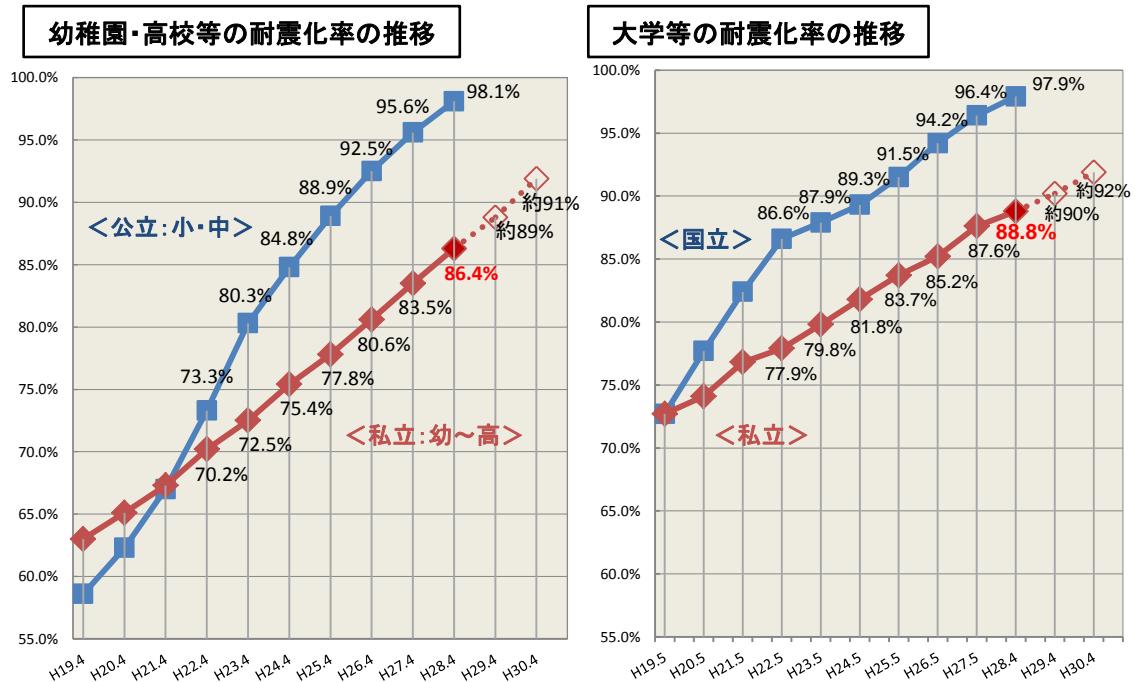
○耐震診断実施率：78.6%

#### 大学等

○耐震化率：88.8%

→ 国立大学と比べ9.1ポイントの遅れ

○耐震診断実施率：84.2%



### 吊り天井などの非構造部材

#### 幼稚園・高校等

① 落下防止対策が未実施の吊り天井

を有する屋内運動場等の棟数：1,067棟

(全棟数4,494棟の23.7%)

② ①以外の耐震点検実施率：67.3%

③ ①以外の耐震対策の実施率：58.0%

#### 大学等

① 落下防止対策が未実施の吊り天井

を有する屋内運動場等の棟数：1,255棟

(全棟数2,578棟の48.7%)

② ①以外の耐震点検実施率：71.8%

③ ①以外の耐震対策実施率：65.2%

平成28年11月28日  
**文部科学省  
国土交通省  
警察庁**

## 通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

平成24年度に全国で実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、関係機関が対策を進めているところですが、平成27年度末時点の対策の実施状況を以下のとおり取りまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

### ○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成27年度末時点)

	箇所数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	68,931
教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,410
道路管理者による対策箇所	45,060	40,793
警察による対策箇所	19,715	19,479

※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。また、各実施機関による対策箇所数は、前回取りまとめ時点から一部変更されている。

※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・緊急合同点検実施学校数 20, 160 校
- ・緊急合同点検実施箇所数 80, 161 箇所
- ・対策必要箇所 74, 483 箇所

# 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況について

## 第1. 調査の概要

平成25年12月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本の方針の策定について、平成27年度末時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査をした。

## 第2. 調査対象

市町村教育委員会

## 第3. 調査結果

### 1 推進体制の構築（全国1741市町村）

構築している	1594
構築していない	147

### 2 私立学校の参加状況（推進体制を構築している1594市町村）

参加している	8
参加していない	184
私立学校（小学校）の設置なし	1402

### 3 プログラムの策定状況（推進体制を構築している1594市町村）

策定している	1529
策定していない	65

### 4 プログラムの公表状況（プログラムを策定している1529市町村）

公表している	860
公表していない	669

### 5 プログラムの策定予定（プログラムを策定していない65市町村）

平成28年度中	46
未定	19

### 6 推進体制の構築予定（推進体制を構築していない147市町村）

平成28年度中	122
未定	25

# (26) 学校事故対応に関する指針〔概要版〕

## 趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成す

平成26～27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

## 指針のポイント

### 1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

### 2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照  
(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施  
(初期対応時の対応)
- 学校の設置者等への事故報告、支援要請  
【対象となる事故】死亡事故及び 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故  
【報告先】<公立学校> 学校の設置者 市区町村立学校（指定都市立学校を除く。以下同じ。）の事案の場合は都道府県教育委員会に報告  
死亡事故については、国まで一報を行う（以下同じ。）  
<国立学校> 学校の設置者  
<私立・株立学校> 必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）に事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応  
(初期対応終了後の取組)
- 詳細調査の実施

### 3. 調査の実施

#### 《基本調査》

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体  
【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）  
【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施
- 基本調査の実施
  - ・関係する全教職員からの聞き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
  - ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聞き取り
  - ・関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
  - ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を自安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

## 《詳細調査への移行の判断》

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断  
私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
  - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
  - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
  - ウ) その他必要な場合

## 《詳細調査》

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
  - <公立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
  - <国立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
  - <私立・株立学校> 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人や学校設置会社の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成  
※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
  - ①基本調査の確認
  - ②学校以外の関係機関への聴き取り
  - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
  - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
    - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる  
(公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議)
    - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告  
(学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供)  
調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

## 4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて) 国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

## 5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
  - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取りことができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣  
(事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

## 6. 他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

### ○幼稚園及び認定こども園における事故

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。

### ○児童生徒の自殺

- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）  
(平成26年7月 文部科学省)

- ・いじめ防止基本方針（平成25年10月 文部科学省）※いじめが背景に疑われる場合

### ○学校給食における食物アレルギー事故

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針  
(平成27年3月 文部科学省)

（参考URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1369565.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm)）

## 「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の取組の流れ

### 未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

### 事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

### 初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査  
への移行の判断

### 詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

### 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

(27) 学校健康教育行政の推進に関する取組状況調査について（概要）  
(平成25年度実績)

国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（平成26年5月1日現在で設置されている学校）の平成26年3月末時点の対応状況である。

※「小学校等」とあるのは、特別支援学校の小学部、「中学校等」とあるのは、特別支援学校の中学校部、「幼稚園等」とあるのは、特別支援学校の幼稚園部を含む。

※（ ）内は、前回調査（H23年度）の数値であり、数値が入っていない項目は今回から調査を実施したものである。

【学校安全計画策定状況と内容の充実について】

1	<u>学校安全計画</u> を策定している学校の割合	94.9%	(95.7%)
①	学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>学校の施設及び設備の安全点検の内容</u> を盛り込んでいる学校の割合	99.0%	(99.1%)
②	学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>安全指導の内容</u> について盛り込んでいる学校の割合	99.5%	(99.4%)
③	学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>職員の研修等の内容</u> について盛り込んでいる学校の割合	87.3%	(93.2%)
④	学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、 <u>同計画の検証</u> を行った学校の割合	92.2%	(94.3%)
⑤	学校安全計画を策定している学校の内、校務分掌中における <u>同計画を推進するための中核となる教職員</u> の割合		

校長	教頭・副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	その他の教諭	講師	用務員	その他
43.9% (19.4%)	63.5% (36.5%)	14.9% ( 8.8%)	22.5% ( 6.9%)	33.5% (16.4%)	56.1% (32.8%)	1.5% (1.0%)	3.0% ( 0.9%)	3.9% ( 2.5%)

⑥	学校安全計画を策定している学校の内、同計画や安全教育等の <u>学校安全の取組を保護者に周知</u> している学校の割合	79.2%
---	--	-------

2 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合 98.1%

① 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の内、支障となる事項があった学校の割合 48.5%

② 支障となる事項があった学校の内、自身で改善を図るための措置を講ずることのできない事項があった学校の割合 61.8%

③ 自身で改善を図るための措置を講ずることができなかった学校の内、改善を図るための措置を講ずることができない事項について、設置者へ申し出た学校の割合 98.7%

3 通学路の安全点検を実施した学校の割合 85.0%

※参考 小学校 99.0%

中学校 92.3%

4 児童生徒等に、通学路の安全マップを作成させている学校の割合 45.8%

※調査対象 幼稚園等を除く。

※参考 小学校等及び中学校等 51.4% (85.1%)

5 学校安全に関する指導について、指導している教育活動の時間

※調査対象 幼稚園等を除く。

	教科	総合的な学習の時間	学校行事	児童会等	学級活動	その他
生活安全	43.0% (56.0%)	29.7% (40.8%)	70.9% (62.5%)	22.7% (43.1%)	83.9% (70.4%)	13.1% (20.5%)
災害安全	48.7% (52.3%)	31.5% (36.7%)	81.9% (68.2%)	14.8% (25.3%)	78.7% (66.7%)	12.1% (18.1%)
交通安全	40.9% (47.1%)	28.7% (38.8%)	75.9% (66.6%)	23.1% (37.4%)	83.5% (69.2%)	14.8% (20.8%)

6 安全確保のための登下校方策を実施した学校の割合 91.1%

※調査対象 高等学校等を除く。

※参考 幼稚園等及び小学校等 97.9% (96.0%)

○ 集団登下校を実施した学校の割合 35.6%

※参考 幼稚園等及び小学校等 44.0% (48.1%)

○ 保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した学校の割合 78.0%

※参考 幼稚園等及び小学校等 85.4% (87.4%)

○	<u>スクールバスによる送迎を実施した学校の割合</u>	28.5%
	※参考 幼稚園等及び小学校等 31.4% (33.2%)	
7	職員に対する <u>校内研修の実施や校外研修への派遣を行った学校の割合</u>	93.1% (87.9%)
【危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定状況について】		
8	<u>危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定している学校の割合</u>	95.5% (92.5%)
①	危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに盛り込んでいる3領域の割合	
	生活安全 92.5% (89.3%)	
	災害安全 97.3% (90.3%)	
	交通安全 68.5% (77.7%)	
②	危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに、 <u>事件事故災害発生後における児童生徒等とその家族への対応方策や事実経過の確認方法等</u> について盛り込んでいる学校の割合	89.4%
③	危機管理マニュアルを策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、 <u>同マニュアルの検証</u> を行った学校の割合	87.9% (95.5%)
④	危機管理マニュアルを策定している学校の内、 <u>同マニュアルを保護者に周知</u> している学校の割合	46.7%
9	<u>津波浸水区域に所在する学校の割合</u>	7.8%
①	津波浸水区域に所在する学校の内、 <u>津波被害を想定した危機管理マニュアルを策定</u> している学校の割合	91.4% (76.7%)
②	津波浸水区域に所在する学校の内、 <u>津波被害を想定した避難訓練を実施</u> している学校の割合	91.5% (77.2%)
10	<u>U P Z 内（緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね30km）に所在する学校の割合</u>	4.9%
①	U P Z 内に所在する学校の内、 <u>原子力被害を想定した危機管理マニュアルを策定</u> している学校の割合	66.9%

- ② UPE内に所在する学校の内、原子力被害を想定した避難訓練  
練を実施している学校の割合

31.9%

【地域の関係機関との連携について】

- 11 児童生徒等の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校の割合

85.3%

(76.3%)

- 12 学校警察連絡協議会の場を活用した学校安全における連携体制を整備している学校の割合

63.3%

(60.7%)

- 13 通学路の安全の確保を図るため、関係機関等（教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）と連携を図っている学校の割合

86.6%

※参考 小学校 99.2% (98.9%)

中学校 94.5% (92.8%)

【学校の安全管理の取組状況について】

- 14 学校内外において、地域のボランティア等による巡回・警備が行われている学校

69.8%

(69.1%)

- 15 学校敷地内への不審者侵入防止のための対応（門の施錠、防犯カメラの設置等）や校舎内への不審者侵入防止のための対応（来校者にリボンや名札等を着用させる等）をとっている学校の割合

96.7%

(95.6%)

- 16 学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応（教職員等による敷地内の巡回等）や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に備えた対応（通報システムの整備等）をとっている学校の割合

97.5%

(94.9%)

- 17 防犯のために備えている設備や備品

○ 防犯監視システム

防犯カメラ	センサー	インターホン	認証装置	その他
41.5% (37.3%)	38.0% (43.3%)	60.7% (53.1%)	5.4% ( 6.5%)	11.9% (15.8 %)

○ 通報システム

校内緊急 通話システム	警察との 連絡システム	警備会社との 連絡システム	防犯ベル・ 防犯ブザー	携帯型 押しボタン	その他
39.6% (64.4%)	35.5% (41.6%)	70.6% (69.6%)	48.9% (50.3%)	8.6% (12.0 %)	5.1% ( 8.3 %)

○ 安全を守るための器具

さすまた	盾	催涙スプレー	ネット	杖	その他
83.8% (80.9%)	5.1% ( 6.4%)	17.5% (19.8%)	10.5% (11.8%)	9.6% (14.7%)	10.7% (13.1 %)

- 18 防犯ブザー（防犯ベル等）を児童生徒等へ配布している学校の割合 39.1%  
(41.0%)
- ※参考 小学校 81.9% (82.1%)  
中学校 14.8% (21.8%)  
高等学校 4.3% ( 7.9%)
- 19 警備員（夜間警備、ボランティアによる巡回は除く。）を配置している学校の割合 9.3%  
(12.1%)
- 20 児童生徒等の熱中症予防のための対策をとっている学校の割合 97.9%
- 21 被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄を行っている学校の割合 72.0%  
(64.2%)
- 22 学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学校の割合 61.6%  
(50.1%)
- ※調査対象 避難所に指定されていない学校も含む。  
※参考 公立小学校 81.0% (68.0%)
- 23 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合 79.4%  
(70.8%)
- ※参考 公立小学校 89.6% (83.0%)  
公立中学校 74.0% (61.1%)  
公立高等学校 54.0% (35.3%)
- 24 緊急地震速報受信システムを設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 40.6%  
(25.0%)
- 25 学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家（退職した校長等）との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合 31.3%  
(22.9%)
- 26 防災訓練（避難訓練を含む。）を実施した学校の割合 99.5%

27 自動体外式除細動器（AED）を設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 92.2%  
(88.8%)

① 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の内、日常的に点検している学校の割合 98.5%  
(97.9%)

28 児童生徒等を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合 50.0%

※調査対象 特別支援学校及び幼稚園を除く。

※参考 中学校 65.8%  
高等学校 75.6%

29 教職員を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合 89.9%

#### 【教職員への研修について】

30 教職員への研修（「学校安全教室推進事業」以外の単独事業）  
を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合 82.1%

※参考 都道府県教育委員会 85.1% (89.4%)  
指定都市教育委員会 75.0%

#### 【学校安全のために指導的役割を果たす者について】

31 防犯の専門的な知識・技能を有する者や警察OB等で、学校や  
通学路における子供の安全確保のために、学校や学校安全ボラ  
ンティアの活動に対する指導等を行っている人の数 3,809人  
(3,019人)